

テレワークの更なる導入促進についての意見書

テレワークは、ICTを利用することにより時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、ワークライフバランスの実現や労働力の確保等に寄与するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、その重要性が高まっている。

これまで、国においては、テレワークの新規導入に取り組む中小企業への助成や、導入に向けて課題解決を図るための専門家派遣など、テレワークの導入を促進するための取組を行ってきた。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大を契機にテレワークの導入率が増加したものの、依然としてその割合は低く、導入が進まない理由として、テレワーク用端末等の必要な機器が十分に整備されていないことや、セキュリティに対する不安があること等に加え、書面の作成等を必要とする行政手続や商慣行が障害となっていることが指摘されている。

働き方改革の実現はもとより、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくためには、新しい生活様式の一つであるテレワークの拡大・定着を強力に進めていくことが重要である。

よって、国におかれては、テレワークの更なる導入促進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 テレワーク用端末の確保やセキュリティ対策の強化など、テレワークの導入に必要な環境が十分に整備されるよう、企業や地方自治体に対する支援を強化すること
- 2 法改正やガイドラインの作成などにより、テレワーク導入の障害とされる行政手続や商慣行の見直しを図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月6日

殿

愛知県議会 議長

神戸 洋 美

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

参議院議長
総務大臣
経済産業大臣
情報通信技術（IT）政策担当大臣